

答申第157号

令和8年(2026年)8月24日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 徳 満 直 亮



札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護
審査会条例第2条第1項第1号の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年7月17日付け札行情第421号をもって諮問のありました下記の件について、
裏面のとおり答申します。

記

札幌市情報公開条例の一部を改正する条例（令和8年条例第18号）による改正後の札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に係る審査基準の策定について

答

申

1 審査会の結論

実施機関が策定した審査基準は、札幌市情報公開条例の一部を改正する条例（令和8年条例第18号）による改正後の札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の趣旨・目的に適合し、妥当であると認められる。

2 付言

資料8ページ目の「エ」の「特定の職員により対応がなされないなら公開請求をする」という例については、「義務のない対応を要求する」という趣旨がより明確になるよう、実際の事例を踏まえた補足や記載の工夫があるとよい。